

市民活動助成事業に関してよくある質問事項

1 助成対象団体

- Q1 現時点で主な活動場所が川口でない場合は助成対象団体に該当しませんか。
- A1 今後、主たる活動場所を川口市内で行う予定であれば、対象団体となります。
- Q2 なぜ、NPO 以外の公益法人は助成の対象とならないのですか。
- A2 公益的事業の制約が緩やかで、収益事業も十分行うことができることや、川口市は社会貢献活動を推進することを目的に施策を展開しており、この助成金が、市民活動を活性化させる目的であることなどから、任意団体や特定非営利活動法人のみを対象としています。

2 助成対象事業

- Q1 助成対象となる事業はどのようなものですか。
- A1 助成対象となる事業については、要綱別表 1 に該当する事業となります。事前相談にて、申請する事業がどのような地域課題を解決するものか、社会貢献性や実現可能性等を担当職員に説明してください。
- Q2 新規性や継続性の高い事業が求められているのはなぜですか。
- A2 市民活動助成金の目的が市民活動の活性化であり、助成金を利用して事業を展開した後は、団体自身で資金等を工面して、事業を継続していただきたいといった狙いがあります。単なる事業に対する資金援助ではなく、活動を拡大していただくことが目的の助成金であるため、新規性や継続性といった項目が審査項目となっています。

3 助成対象外となる場合

- Q1 他の助成金と重複して受給することはできないということは、国や県、社会福祉協議会からの助成金などを受給している場合は、申請できないのですか。
- A1 そのとおりです。同一事業に対し、他の助成金や補助金と重複しての受給はできません。
- Q2 助成金が団体を継続するための運営費にあてられるような事業とはどのようなものですか。
- A2 家賃や人件費、光熱水費など団体の維持費に充てることを目的とした事業は対象外となります。
- Q3 現在行っている事業に助成金を利用したいが可能ですか。
- A3 既存事業の単なる経費の付け替えでは、対象外事業となります。既存事業に付随する事業として新たな取り組みを行いたい場合は、対象事業となる可能性があります。

4 対象経費

- Q1 どのような経費が助成の対象となりますか。
- また、助成の対象にならない経費はどのような経費ですか。
- A1 対象経費と対象外経費は、要綱別表 2 にあるとおりです。
- Q2 外部に講師を依頼する予定ですが、謝金はいくらまで認められますか。
- A2 講師の謝金については、同じく別表 2（講師等報奨金基準表）をご確認下さい。
- Q3 表を見ても対象経費となるかわからない場合はどうしたらよいですか。
- A3 事務局にご相談ください。
- Q4 講演会の事業を検討しています。自団体の会員を講師とした場合、謝金は支払えますか。
- A4 自団体の会員に対する講師謝金の支払いは支払うことは可能ですが、助成金の対象外経費となります。

5 申請手続き

Q1 事前相談なしに申請が可能ですか。

A1 必ず、事前相談をしていただくようお願いいたします。

実際に助成金が交付されるかどうかは、市民活動助成事業審査委員会という有識者等で構成された審査委員会にて審査されます。審査委員会では、書類審査の後、プレゼンテーションを経て、助成金を交付するか審査しており、事前相談なしに申請された場合、対象外のことを申請してしまう等、審査対象にならない場合もあり得ます。

事前に市職員に相談いただければ、事業が助成対象となるものか、経費は妥当かといった事業の詳細を確認し、申請に結びつけられるよう助言をいたしますので、必ず事前相談をいただくようお願いいたします。

Q2 名簿はどの程度の情報が必要ですか。

A2 全会員でなくとも、役員の氏名、住所、電話番号が記載されたものをお願いします。

Q3 申請する場合、申請書の他に必要なものがありますか。

A3 募集案内に記載のあるとおりですが、特に重要なものとして、申請書の他に当該事業の経費がわかる予算書や事業計画書を作成していただいております。予算書は数字のみならず、その予算の裏付けとなる見積書や積算根拠（単価がいくらものをどれだけ必要で、その金額になるかがわかる書類）を添付していただき、事業実施の実現性などを判断させていただいております。申請時点で、その書類をそろえていただく必要があります。